

四日市市告示第 29 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和7年 2月 4日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理 番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	小古曾121号線	小古曾三丁目1041-9 小古曾三丁目1041-1	6.0~11.1	78.3
2	尾平84号線	尾平町字上名岩名3330-164 尾平町字岩名3742-21	6.0~16.2	59.8
3	尾平85号線	尾平町字谷田3768-364 尾平町字岩名3742-18	4.0~6.6	119.5
4	河原田135号線	河原田町字福角481-13 河原田町字福角481-19	6.0~13.3	75.5